

建築確認申請のスピードアップ

— 指定道路図等の公表 —

茨城県では、県が所管する**県内35市町村**において、**平成25年度末までに指定道路図等を作成し、段階的にホームページで公開して**いきます。
これにより、建築物を建てる際の道路調査等に要する時間が大幅に短縮され、**建築確認申請者の負担が軽減**されます。

画像イメージ

指定道路図

調書(第一面)

調書(第二面)

インターネット閲覧概要図

指定道路とは？

- 建築物の敷地は、「建築基準法に基づく道路」に接道しなければなりません。
- 「建築基準法に基づく道路」には、4m以上の国・県・市町村道等と**4m未満の指定道路等**とがあります。
- このうち、指定道路は、昭和20～40年代に一括指定されていますが、個別データがなく、建物を建てる際に、指定道路かどうか、個別に確認する必要がありました。